

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	所沢市保育園等運営審議会（第1回会議）
開 催 日 時	平成26年9月2日（火）午後1時30分から午後3時15分
開 催 場 所	市役所6階 604会議室
出 席 者 の 氏 名	山中 利美、渡邊 美恵子、福田 春美、野嶋 栄一郎 菊池 義信、川口 一弘、小林 伸子、原 勉、梅沢 好文、 園田 公斗
欠 席 者 の 氏 名	
説 明 者 の 職 ・ 氏 名	
議 題	(1) 諮問事項について (2) その他
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 <ul style="list-style-type: none"> ・所沢市保育園等運営審議会委員名簿 ・所沢市保育園等運営審議会条例 ・認可保育園一覧 ・幼稚園一覧 ・家庭保育室一覧 ・認可外保育施設一覧 ・認可保育園の入園児童数・待機児童数等の推移 ・幼稚園の入園児童数の推移 ・家庭保育室の入室児童数の推移 ・認可外保育施設の入園児童数の推移 ・保育園運営事業に係る経費の推移 ・私立幼稚園に係る経費の推移 ・0～5歳児の人口推移 ・資料2 <ul style="list-style-type: none"> ・資料2 - 1 子ども・子育て支援新制度の主な概要 ・資料2 - 2 子ども・子育て支援新制度について ・資料2 - 3 利用者負担について ・資料2 - 4 保育料徴収基準額表 ・資料3 <ul style="list-style-type: none"> ・審議会 会議予定 ・資料4 <ul style="list-style-type: none"> ・諮問書（写し）

<p>担 当 部 課 名</p>	<p>こども未来部長 仲 志津江 こども未来部次長 本田 静香</p> <p>保 育 課 課 長 町田 真治 主 幹 守谷 秀明 主 査 後藤 欣宏、正月 誠、草薨 秀夫 松崎 清吾</p> <p>こども支援課 課 長 浅見 仙隆 副主幹 長谷川 和也 主 任 岡崎 晋二郎</p> <p>こども未来部保育課 電話04(2998)9126</p>
------------------	---

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>1 開会</p> <p>2 委嘱状交付 市長から、出席委員 10 名に委嘱状を交付した。</p> <p>3 市長あいさつ</p> <p>4 委員紹介 各委員からの自己紹介の後、事務局職員を紹介した。 過半数の委員が出席していることから、会議が成立していることを報告した。</p> <p>5 会長、副会長の選出 委員より事務局案の提示を求められ、次のとおり案を提示。 各委員承認のうえ、会長・副会長が選出された。 ・会長：野嶋 栄一郎 委員 ・副会長：福田 春美 委員</p> <p>6 諮問 諮問書「所沢市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担のあり方について」を、市長から野嶋会長に渡した。 資料 4「諮問書（写し）」を各委員に配布。</p> <p>会議の公開と会議録の作成について 次のとおり決定した。 ・会議は原則公開とし、「会議開催のお知らせ」により公表している人数までの傍聴を認める。 ・会議録は要約方式とし、発言した委員の氏名は記載しない。 また、会議録の確定は、会長の承認によるものとし、承認後公開する。</p> <p>会議資料の確認</p> <p>（傍聴希望者の入場）</p>

	<p>7 議題</p> <p>(1) 諮問事項について</p>
会長	<p>先程、市長から諮問書を受け、本審議会では「所沢市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担のあり方について」を、これから審議していくこととなりますが、まずは、事務局から、現在の所沢市の保育の概要、諮問事項等について説明願いたい。</p>
事務局	<p>資料1、資料2に基づき、所沢市の保育の概要、子ども・子育て新制度の主な概要に関する説明をした。</p>
会長	<p>新たな制度の仕組みについて、もう少し分かり易く説明していただきたいと思うが、委員のみなさんはいかがか。</p>
委員	<p>おそらく、新制度については国の方でも決まっていないことがあると思う。市に説明を求めても答えられないものもあるのでは。</p>
会長	<p>新制度についてまだ決まっていない内容もあるかもしれないが、この制度改正の背景や改正によりどのようなことが期待できるのか等を事務局に説明していただきたい。</p>
委員	<p>幼稚園関係で言えば、国・県により何度か説明会が開催されているが、公定価格等が示されていない状況で、新制度へ移行するか否かを求められている。</p>
委員	<p>保育園や幼稚園が認定こども園へ移行した場合や、幼稚園が新制度へ移行した場合、子どもに対してどのようなメリットやデメリットがあるのかを示していただきたい。</p>
事務局	<p>今回の新制度の主なポイントだが、1つ目が、幼児期の教育・保育に関する給付制度が開始されることである。これまでは国や県からそれぞれの施設に対し個別に財政支援が行われていたが、制度の改正により新たな給付制度が創設され一本化される。また、新制度では、利用者は保育の必要性があるかどうかの申請を行い、それに基づき市が認定し、認定を受けた利用者は認定に応じて利用可能な</p>

	<p>施設を選択することになる。</p> <p>2つ目は、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実である。これまで、いわゆる認可外保育施設として分類されていた施設が、新たな制度では地域型保育事業のなかで、小規模保育事業という市が認可する事業として運営することが可能になる。</p>
<p>会長</p>	<p>他に質問はあるか。</p>
<p>委員</p>	<p>新制度では「子育てについての第一義的責任は保護者が持つ」ということであるが、これは児童福祉法に基づくものと思う。保護者に第一義的責任があるとした場合、新制度により保護者の選択が広がり良くなることもあるかもしれないが、保護者が自主的に状況に適した選択をして、責任をもってやっていけるか疑問である。いずれにしても、児童福祉法では地方自治体が責任を持つと謳われているので、そこは失わないでいただきたいし、また、所沢市としてその所は揺らぐにいていただきたい。</p>
<p>会長</p>	<p>今の質問に対して、新制度の説明と絡めて事務局からご説明いただきたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>ただ今、委員から児童福祉法第24条に関するご意見をいただいが、市としても、保育の実施責任は市が担うことについては十分認識している。施設の選択肢が増えることの情報については、まだ、保護者に伝わりにくいところもあるかと思うが、まずは子どもを安心して預けられることが保護者の一番の関心となっていることから、市としてもきちんと進めたい。</p> <p>〔資料2 - 2 6ページ、今までの制度と新制度の比較について〕 捕捉説明</p>
<p>会長</p>	<p>今の説明についていかがか。</p>
<p>委員</p>	<p>制度の方針は国から示されているので変えることはできないと思うが、市は、より子どもの立場・保護者の立場に立って行政を行うようにしていただきたい。今、現場で接している保護者や子どもたちの置かれている環境は決して良い状況ではなく、そのような状況の中で、子どもたちみんなが安心して生き生きとした保育園生活を送ることができるよう市にはきめ細やかな配慮をしていただきたい。</p>

<p>会長</p>	<p>先ほどの説明のように、事務局は今後も分かりやすい説明を願いたい。また、先ほどの委員からの意見の通り、今回の会議は、必要最低限決めなければいけないものを決めるのであって、制度をどのように運用していくかの話まで議論することではなく、国とどのように歩調を合わせ準備していくかを決めなければいけない。</p>
<p>委員</p>	<p>まだ、この説明では議論するまでの土俵に上がっていないと思うし、我々も理解不足かと思う。諮問書を読んでも、平成27年4月から新制度が始まる予定と書いてあるが、子どもや保護者にとってどのようなメリットがあるのか、また事業者にとってどのようなメリットがあるのか、その辺の背景についても説明をいただければ分かってくるのではないかと思う。但し、今ここで時間をとってこれ以上議論は深まらないのかと思う。次回には、こういった所もよく理解できるような資料を用意していただきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>背景は超少子化である。所沢市の幼稚園協会のほとんどは新制度に移行はしない。理由は、制度移行することにより経営難が懸念されるからである。埼玉県内でも幼稚園が500余りあるが、その9割は移行しない。新制度では利用者にとっては多様な選択肢が出来ると言われていたが、実際のところ選択は出来ない。なぜなら幼稚園は新制度に移行しないからである。我々にとって一番大きな問題は、新制度の開始後に幼稚園が見捨てられてしまうのではないかという懸念である。所沢市民の子どもの半分は幼稚園に行き、もう半分は保育園に行っていることから、バランスをとって行政を進めて行かなければいけないというのが我々幼稚園協会の意見である。</p>
<p>委員</p>	<p>確かに幼稚園運営者にとっては心配な面があると思う。施設型給付制度になると、今まで園で決めていた保育料を決定することができない。新制度では公定価格の基準が出てきてはじめて一人あたりいくらになるのかが分かるのだが、我々保育園運営者が心配しているのは、保育園を利用するお母さんが、8時間や11時間の認定を受けて、たとえばA保育園やB保育園に行きたい場合で第1から第4希望までの保育園を申請した時に、本当に行きたい第1・第2希望であるAやBの保育園が満杯の場合は、しかたなく第3、第4希望の保育園に通うような決定をするかもしれないが、その場合お母さん方の負担は大きく、保育園に通いきれない場合もある。その辺を市はどのように考えているのか。</p>

<p>会長</p>	<p>具体的に決定した後に、その後どうするのかということだが、それが分からないと、この会議が前に進めないというのであれば、議論せざるを得ないということになるが。</p>
<p>委員</p>	<p>今は、利用者負担をどのようにするかということの議論だと考える。</p>
<p>会長</p>	<p>本日は市からの説明に関する議論にとどまっているが、次の段階に持っていくためには、もう少し具体的な説明をしていただき、次の課題に議事が進行していくようにしなければならない。これに関して、意見を求めたい。</p>
<p>委員</p>	<p>新制度という言葉は何年か前から耳にはしているが、具体的に何がどう変わるのかが保護者の方に情報が入ってこなくて、今、耳にしているは調理室でのアレルギー食の対応が無くなってしまおうとか、土曜日に行く夏祭りができなくなるなどの話があるが、どうなのか。</p>
<p>委員</p>	<p>調理室がなくなることはないと思う。逆に幼稚園が認定こども園に移行する場合は、調理室を作らなければならない。但し、調理に関する業務委託はあるかもしれない。</p>
<p>委員</p>	<p>業務委託についても、アレルギー食対応ができるのか心配な保護者もいる。新制度という話が出てきた時に、保育園での給食が、給食センターから一斉に送られてきて、同じものを食べなさいと言われるのではないかと心配している。</p>
<p>会長</p>	<p>今の話が本当かどうかの議論は、これ以上、この会議で行うことは適当でないと思うが、実際のところそのようなことはないものと考える。</p>
<p>委員</p>	<p>そのようなことを保護者に対して説明していただきたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず初めに、給食に関してはそのようなことはないのご安心いただきたい。また、先日、事業者向けに説明会を開催したところであり、現在、保育園を利用し、継続する保護者に向けた新制度のアナウンスをするために、資料等を作成し配布の準備を進めていると</p>

	<p>ころである。まずは、今後配布する資料をご覧いただければと考えている。</p> <p>それから今回の審議会でご審議いただく利用者負担のあり方についてだが、新制度での利用者の負担は、基本的な考え方として、世帯の所得の状況やその他の事情を勘案して定めることとなっており、実施主体である市が、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に、国が定める水準を限度として、定めることとされている。この点について所沢市は、市の条例のなかで定めるため、利用者負担について、どのような考え方や金額が望ましいかを、今後2回目以降の会議でご審議いただきたいと考えている。</p> <p>保育の認定と利用者負担のイメージについては、もう一度ご説明させていただきたい。まず、認定区分については、3つに区分され、1号認定とは、3歳以上のお子さんで、新制度に移行する幼稚園や認定こども園での教育を希望する場合。2号認定とは、3歳以上のお子さんで保育を必要としている場合。3号認定とは3歳未満のお子さんで保育を必要としている場合である。これら認定区分ごとに国が示した利用者負担のイメージについては、資料2-3を参照されたい。今後の審議会でのイメージとしては、国が示したこれらの表を基準としながら、所沢市の利用者負担についてご審議いただくことになる。また、利用者負担の階層区分については、これまで所得税額に基づくものであったが、新制度では、市民税所得割額に基づくものに変更になる。現行の利用者負担の水準に配慮した内容としたい。次回の審議会では、こうした点も含めご審議いただけるよう資料をご用意したい。</p>
会長	<p>それにプラスする資料として、この改正の意味に関する部分、つまり、この改正の目的や何が変わるかが分かる資料をご用意いただきたい。委員の皆さんには、そうしたことをご理解いただいた上で判断いただきたい。</p>
委員	<p>先ほどの市の説明であった、国が定めた基準というのはもう出ているのか。</p>
事務局	<p>今は案として出ている。</p>
委員	<p>正式には出ていないということか。国は正式なものを示していないにせよ、市は国の案をもとに方向性として具体的なものを出していただきたい。</p>

事務局	委員の皆様からいただいた意見を踏まえ、分かりやすい資料を準備し、次回の審議会の前に配布したい。
会長	次回には、利用者負担のあり方に関する資料も提示できるのか。
事務局	提示したい。
会長	委員の皆さんから他に何か質問はあるか。
委員	先ほどの利用者負担のイメージ表だが、いままでの市の基準額表は18階層になっていたが、国のイメージ表では8階層となっている。これが公定価格なのか。
事務局	これは公定価格に沿って示した利用者負担である。
委員	この8階層の表は、所沢市が示したもののなのか。
事務局	8階層の表は、あくまでも国が示したイメージである。
会長	それでは、今回は、委員の皆さんの理解を補うような資料が市から出されるということでよいか。
事務局	もし、市から送った資料で分かりにくい点があれば、事務局にお問い合わせ願いたい。
会長	事務局から説明があったとおり、皆様もご協力をお願いし、出来る限り歩み寄って、理解したうえで次の議論をしていきたいと考える。それでは本日の審議はこれで終了とする。ご協力に感謝申し上げます。
事務局	(2) その他 (次回の会議開催予定等について、資料3の内容を説明した。)
	以上